

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 平成 29 年 12 月 8 日（金）午前 10 時～午前 11 時 51 分

場所 第 2 ・ 第 3 委員会室

出席議員（7 名）

委 員 長 鬼頭博和 副委員長 鈴木麻住 委 員 須藤智子
委 員 梅村 均 委 員 木村冬樹 委 員 堀 巖
委 員 宮川 隆

欠席議員 なし

説明員（20 名） 総務部長 山田日出雄、市民部長 柴田義晴、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 西垣正則、教育こども未来部長 長谷川忍
行政課長 中村定秋、市民窓口課長 近藤玲子、同主幹 兼松英知、同統括主査 井上佳奈、税務課長 岡本康弘、同統括主査 小野誠、同統括主査 小南友彦、福祉課長 富邦也、同主幹 田島勝己、同統括主査 大島富美、長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長 原咲子、同統括主査 高橋善美、同統括主査 丹羽真伸、健康課長 長瀬信子、同主幹 城谷睦、同統括主査 須田かおる、学校教育課長 石川文子、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同指導保育士兼子育て支援センター長 八木純子、同統括主査 佐久間喜代彦

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主任 高野真理子

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 69 号	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
請願第 12 号	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書	全員賛成 一部採択
陳情第 10 号	国に対して「待機児童解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書」の提出を求めるための陳情書	
陳情第 11 号	福祉保育現場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現に向けて国に対して意見書提出を求める陳情	
陳情第 13 号	住民税の「給与所得等の特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に個人番号の記載を中止すること	

	を求める意見書	
陳情第 14 号	障がい児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める陳情書	全員賛成 採択

◎委員長（鬼頭博和君） 定刻になりましたので、始めたいと思います。

皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は議案1件、請願1件、陳情4件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） 皆様、おはようございます。

師走に入りまして、議員の皆様におかれましては何かとお忙しい時期をお迎えのことと思います。また、朝晩めっきり寒くなりましたが、12月1日の厚生労働省の発表によりますと、インフルエンザが流行シーズン入りしたということです。愛知県におきましては、6日の発表で流行入りしたということでございます。体調管理に一層留意が必要な時期となってまいりました。

さて、本日の厚生・文教常任委員会では、条例の一部改正についての議案1件の審議をお願いするものでございます。説明者は統括主査以上の職員が出席をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、審査に入る前に、本日の審査の順番について、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

本来であれば議案第69号から始めるところでございますが、本日は陳述人の方がお越しになっておみえですので、陳情第14号を先議したいと思います。委員の皆様、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認めます。

それでは、審査に入ります。

初めに、陳情第14号「障がい児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める陳情書」を議題といたします。

陳述人の方がお越しになっておりますので、意見陳述をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

◎陳述人（渡邊 覚君） おはようございます。

私は、愛知県障害者児の生活と権利を守る連絡協議会の渡邊と申します。

本日は、障がい児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書ということで、議会のほうで国のほうに上げていただきたく陳情させていただきます。

我が国が批准した国連障害者の権利に関する条約を初め、障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法など、法整備が進んでおります。

障害者の社会参加、こういった機会が拡充され、まちにたくさんの障害者が出られるようになりました。ヘルパーもたくさん活用できるようになりましたし、24時間の介護も、法制度上では可能な時代というふうになっております。大変喜ばしい時代になったかと、私はそう思っております。

ですが、ここ数年、事情が大きくまた変わってきています。それは、特にヘルパーさんが足りないということなんですね。今までまちにたくさん出られていたんですけれども、ヘルパーさんが不足しているということで、事業所からヘルパーの時間を減らしてほしいとか、きょうは行けないとかいったような事案がたくさん出ています。また、ヘルパーが集まらないということで、ヘルパー事業所自体が閉鎖してしまうというようなことも多く起こっています。ですので、障害者の方がひとり暮らしで24時間介護を受けて生活している方が名古屋にはたくさんおられますけれども、そういった方が大変困っているというふうな話をよく聞くというのが現状です。

ヘルパーの不足ということだけが問題ではありません。全国の障害者団体で障全協という団体がありますけれども、こちらの団体が障害者の介護者の健康に関する実態調査というのを実施しました。

こちらのほうの結果を見ると、障害者の方の介護者は誰かということなんですけれども、91%が母親が担っているという結果が出ています。これが、当事者が50歳代の方になりますと、母親は依然として64%が介護者となっているという実態です。当事者の方が50歳代ということになりますと、母親ももう70代、80代ということで、高齢者の方が重度の障害者の方を介護するというような実態になっているということです。高齢の方ですから抱えることも大変ですし、何かと御苦労されているのではないかとというふうに思います。

若い世代のほうを見ますと、90%以上の方が母親が介護しているということなんですけれども、この母親の就労状態のほうを見ますと、66%の方が働いていないと。残る34%の方、働いているんですけれども、そのうちの24%が非正規・パートということで、正職で働いていることは非常に少ないというような実態がわかっています。これは何を意味するかというと、母親自体の財政基盤、生活基盤というのが脆弱だということです。ですので、若いころに資産形成していませんので、年老いてから、そういう生活上の苦しさ

いうのが出てくるであろうというふうにかがえます。特に障害者の方を抱えている家庭は離婚率も高いものですから、片親の場合で資産形成ができていないとなると、大変な事態かなというふうなところですよ。

こういうふうに、高齢者の方が障害者を介護するというようなことで、報道では老老介護という、老人が老人を介護しているというようなことはよく出ますけれども、障害者の場合には老障介護、老人が障害者を介護する、あるいは障害者の方が年老いた親を介護する障老介護というような言葉が当てはまるのではないかと思います。

家庭でそういった御苦労をされているものですから、勢いグループホームですとか、施設入所というようなことも考えられるわけなんですけれども、愛知県の場合、グループホームは全国でも整備が進んでいないほうということで、なかなかグループホームに入りたくても入れない状況もあります。それから、入所施設になりますと、脱施設化ということが言われて久しいものですから、なかなか入所施設はつくられないと。障害福祉計画なども立ててみえると思いますけれども、そこには地域移行という形での数字は出てきますけれども、入所施設の建設という計画はなかなか出てこないというようなことが実態かと思えます。

そういう入所施設がつくられないという状況の中にあっても、入所の待機者というのは依然多いわけですね。なかなか入りたくても入れないという実態があるという中で、親御さんが病気になって、どうしても預かってもらうところが必要だというようなときに、入所施設には入れないわけですね。そうするとショートステイという形でつないでいくわけなんですけれども、なかなかこのショートステイもあきがないということで、ある事例では、8カ月間で25カ所の施設をショートステイで転々としたというような事例も出ています。また、緊急入院で母親が入院しちゃって、すぐにショートステイということになったわけなんですけれども、この方も6カ月間ショートでしのいでいるというふうな実態になっています。

ですので、先ほど申し上げましたとおり、地域の中で暮らすにもヘルパーさんは少ない、それから入所施設、グループホームも少ないというのが今の実態ですので、こうした事態を何とか打開するために、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充、これが急務だというふうに思います。地域か施設かとか、グループホームか入所施設かといったような選択ではなくて、地域で相互に連携した運営と拡充が図られ、障害児者が体験的に選択できる、いろいろ選択できるような社会、こういったあり方を私たちは求めたいと思います。

そのために、今回上げさせていただきました4つの項目、1つ目は、障害児者が暮らしの場を選択できるよう、グループホームや入所施設、通所施設など、社会的資源を拡充すること。2つ目、ホームヘルパーなど、福祉人材を確保するために報酬単価を引き上げること。3番目に、入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備すること。4番目、前3項を実現するために、障害者関連予算を増額し、施策の重要な担い手となっている地方公共団体を財政的に支援すること。この4つを求めたいと思います。

議会の皆様にあっては、こちらのほうの御検討をいただいて、国のほうに意見書を提出していただきますよう陳述させていただきます。

最後になりましたけれども、本日はこのような機会を設けていただきまして、心から感謝いたします。ありがとうございました。

◎委員長（鬼頭博和君）　ありがとうございました。

陳述が終わりました。

続いて、質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村　均君）　御説明ありがとうございました。

ちょっと私、勉強不足でもう少し具体的にお聞きしたいところが、教えてもらいたいことがありまして、陳情要旨の下から3行目の終わりのほうなんですけど、地域で相互に連携した運営と拡充が図られ、障害児・者が体験的に選択できる状況を実現したいということなんですけど、この辺のことがいま一つ、ちょっと現実の状況わからなくて、どんな思いでこういうふうにかかれているのか、どんな状況があるのかなというのをお聞かせいただけないでしょうか。

◎陳述人（渡邊　覚君）　例えば、グループホームというのは、実は制度的には体験入所というのがあるんですね。これは1年間に50日間利用できるという制度になっているんですけれども、グループホーム自体が少ないものですから、5人定員であれば5人入れないと経営も大変ですので、1つあけて体験のためにあけておくというのは、なかなか経営的に難しいということで、これはなかなか難しいんですね。名古屋とか幾つかチャレンジハウスという形で体験入所専門のところもありますし、実は私も瀬戸のほうでグループホームを経営してまして、重度の方のそういう体験の機会というが全くないものですから、重度の方を対象にした体験入所のために2部屋あけて、ぐるぐる回してやっているんですけれども、そういう機会をたくさん設けてほしいんですね。一遍にグループホームに入所となると、重度になればなるほどその環境に適合できないだとか、試してみて何か必要なものがわかってくる

とか、いろんなことがあるものですから、そういう体験的なことがとても必要だということですね。

それから、入所施設になると体験というのはないものですから、地域生活支援拠点という、国のほうで、今制度的なものを出しているんですけども、これはなかなかまだできていませんけれども、圏域だとか、市町村の中に1つとか2つとかつくって、そこでグループホームの体験だとか、そういう生活の体験だとか、そういった機能も持たせるというようなことになっていきますけれども、そういった施設をつくることで障害者の方もその地域に出ていきやすくなるというようなことの意味合いとして、こういうふうに上げさせていただいているということです。

◎委員（須藤智子君） 当局にちょっとお尋ねしますが、こういう入所施設とかグループホームをつくるのに、補助金の割合というのはどういうふうに出るのかお尋ねします。国・県からの補助金。

◎福祉課長（富 邦也君） ちょっと資料のほうを持っていないんですが、国のほうが3分の1、県のほうが3分の1というふうに聞いております。

あと、市のほうが当局で考えるという形になっておりますので、国・県、合わせて3分の2という形になっておると思いますが、正確な数字はちょっとまた、お願いします。

◎委員（須藤智子君） そうすると、また3分の1は各自治体が持つということになるわけですか、残りは。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） 今、課長から説明がありましたが、グループホーム等の建設のときには、一定の基準額がございまして、それに対して国が3分の2、県が3分の1ということになりまして、市につきましては、例えば岩倉市ですと、社会福祉法人であれば補助金を出ることができるというような条例がございまして、そういった条例等に基づいて、それぞれ自治体等が考えるということになっております。

◎委員（須藤智子君） 岩倉市での、そういう入所施設とかグループホームの状況をお聞きしたいんですが、幾つあるのか、また予定もあるのか。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 市内には2カ所のグループホームがございまして、1カ所のほうは、先ほど渡邊さんがおっしゃられたような体験をする場がございます。男性5人の入所に体験が1名男性、女性5人入所に体験女性1名ということで、計2名の方が体験をすることができます。

先ほど渡邊さんがおっしゃられたように、年間50日ということで、2泊3日から最長4泊5日ということで利用をすることができます。

その体験をされている方が、結局入所を待っているという形になります。

現在5名の方がお待ちになっているという、5名の方が体験をされているということになっております。

◎委員（須藤智子君） 今、5人の方が待機者ということなんですけど、まだ市内にはたくさん、そういう障害者の方で、そういう施設に入りたいという希望を持っている方は多いと思うんですけど、その全体の把握はできていないんですかね。

◎福祉課長（富 邦也君） 待機者というか、把握はわからないんですけど、待機者というよりも、親亡き後のことで、いろいろな面で心配がありますので、そこで体験をさせて施設のほうに、グループホーム等を利用して、今後のことについて備えていきたいということでニーズは聞いておりますので、そういったニーズがだんだんふえてきているというふうに感じております。

◎副委員長（鈴木麻住君） 陳情の渡邊さんにちょっとお聞きしたいんですけど、今、グループホームの話が出ているんですね。グループホームというのは、基本的には認知症の方が中心の施設なんですよ。それで、障害者が入るグループホームというのをつくってほしいということなのか、障害者の方も認知症の方も捉えての話なのか、ちょっとその辺がはっきりしないのでお願いします。

◎陳述人（渡邊 覚君） 高齢者の方のグループホームは、認知症の方が入るということになっていきますけれども、障害者の場合には3障害、身体、知的、精神の方、それぞれが入れる制度になっています。

もともとグループホームは知的障害の方から始まっていまして、特に知的障害の方は身体がないので、民家を借り上げて運営したりということで、バリアフリーではなくても運営ができていたんですね。これが身体障害者の方も対象になりましたけれども、身体障害者、私も車椅子ですけども、車椅子ですと、民間の普通の建物だとなかなか利用できないということで、それなりに整備が必要になってくるわけですね。整備にはお金もかかるものですから、身体障害者のほうのグループホームというのは、なかなか建設が進んでいないというのが現状です。

国のほうの動向としましては、知的障害者の方の軽度の方が多く利用しているので、今後はそのグループホームも重度にシフトしていくというような方向性を示していまして、重度の方については自立、生活支援という形でアパートに出すというような方向は出されております。ただ、これみなれ親しんだグループホームで生活しておりますので、無理やりに出すと、逆に精神的に参ってしまうというような現状もありますので、なかなか難しいという事態だと思います。

◎副委員長（鈴木麻住君） ついでに当局に聞きますけど、その身体障害者を受け入れができるようなグループホームが、今、岩倉市にあるんですか。

◎福祉課長（富 邦也君） 先ほどお答えしましたとおり、グループホームは市内に2カ所、グループホームを設置しております。

◎副委員長（鈴木麻住君） 身体障害者は入れるの。

◎福祉課長（富 邦也君） 身体の方についてはありません。

◎委員（堀 巖君） この連絡協議会の活動については敬意を表したいと思いますし、この上田さんが代表者になっておりますが、こういった活動というのは、多分前々からやられていると思います。各自治体にもこういった形で出向いていろいろやられていると思いますが、これまでの活動と、渡邊さんが感じられる自治体の温度差みたいな感触というか、そういったところの実情がありましたら教えていただきたいというふうに思います。

◎陳述人（渡邊 覚君） そうですね、なかなか市町村の方は国のほうから、地方分権ということもありますけれども、あれやれこれやれというような形で責任は寄せられるんですけれども、財政的な裏づけがないということで、私たちが言われることはわかるんだがと、その次には、やはり財政的な問題ということで、やりたくてもできないというつらさというんですか、そういったことは強く感じます。

ただ、お金があったからじゃあ何でもできますよというわけでもこれはないわけで、その市町村のやっぱり優先順位ということがあろうかと思えますけれども、障害者施策の場合には、介護保険と違って、保険料ではなく、国の国民の税金から使うということですので、どうしても慎重な答弁が目立つのかなというふうに思っております。

◎委員（木村冬樹君） いろいろ御説明いただきましてありがとうございます。

こういう障害者の方々の暮らしの場というところの整備という点でいえば、これまで歴史的に見ても、親の方が並々ならぬ努力によって無認可の施設をつくって、それが認可されて社会福祉法人になってというような形で進められてきているというふうに思っているところです。

それで、こういう条約についても批准がされて、国もそれを受けて法整備を進めてきているということです。障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法などがつくられたわけですけど、改正されたりつくられたりしてきたわけですけど、実態としては、こういう法整備が進んでも、なかなか障害者の暮らしの場の確保だとか、そういうことを進めている団体に対する財政的な支援だとか、こういった部分が非常に弱いというようなことが今の

話でよくわかったところであります。

お聞きしたいのは、当然国に対して働きかけるということが非常に大事だというふうに思っているところですが、こういう陳情というのは、多分県の団体ですので全部の自治体に提出されているのかなというところだとか、そういう実態だとか、また意見書が上がっている実態だとか、こういったところについてはどのような状況になっているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎陳述人（渡邊 覚君） 今回のこの意見書を求める活動というのは、全国で今やっているところなんですけれども、私も情報を全部知っているわけではないんですけれども、北海道のほうでも意見書採択されたところは何件かあるとは聞いております。そのほかのところ、ごめんなさい、まだ私のほうでは把握しておりません。愛知県のほうも、今、順次回らせていただいております、議会で陳述できるという機会はなかなかないんですけれども、昨日は、私は常滑市の福祉部長さんともお話をしてきました。それからもう一人が知多市のほうへ行っていますかね。順次、今、回っているところです。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

では、ちょっと執行機関側にも少しお聞きしますけど、こういった陳情項目について、実現させていくという方向について、全体としてどのように考えているのかということで、4番目の陳情項目には地方公共団体の財政的支援ということも書かれているわけで、そういった点では一緒に共感して進められるものではないかなというふうに思うんですけど、そういったところについてどのような感想をお持ちなのかお聞かせください。

◎福祉課長（富 邦也君） 現在のところ、やはりこういったグループホームとか必要ではあると思いますが、地域、圏域で1つとか2つとか、そういった形で考えていきたいというふうに思っておりますので、県のほうもそういった形をとっておりますので、そのような方向で市のほうも考えていきたいと思っております。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） 今、木村議員からありました地方公共団体を財政的に支援することという項目も入っているわけですが、やはり障害者の方へのサービスというの、従前から比べますと大分サービスが整ってまいりました。そういったことで、何年か前に比べれば利用される方もふえてきているということで、そういったサービスの給付費等も年々上がってきているような状況もございます。

また、今、陳情にもありますグループホームですとか、まだ充足されていない施設の整備というの、やはりまだまだこれから必要な部分があると思

いますので、そういった部分で市のほうの財政的な支援ですとかということも、これからますます必要になってくる部分があると思いますので、この4の項目につきましても、当局といたしましても、ぜひ国や県の支援が必要だというふうに考えております。

◎委員（宮川 隆君） 済みません、少し確認させていただきたいんですけれども、今、福祉課長のほうから圏域というお言葉があったと思うんですけれども、この圏域の中での設置の枠という意味でいうと、これって何らかの枠がはまっていてつくれないのか、それとも県の一定の指導というか、財政的な問題もあって指導という形で来ているのか、どのような考え方で決まっているのでしょうか。

◎福祉課長（富 邦也君） 圏域という形で県のほうから、まず、市独自ではなくて、県で、圏域の中で一つ、圏域の中で考えていこうという方向性がありまして、それでも圏域の中でも離れた地域もありますので、そういった中は考慮して考えていこうという話は聞いております。

◎委員（宮川 隆君） 考え方はわかったんですけれども、先ほどの数、つくれない数というんですか、つくれる数というのは、一定何らかの指導があるわけなんですか。この人口に対してこのぐらいだとか、この、例えば尾張北部の圏域の中で何カ所以内だとかという、そういうような枠があるわけなんでしょうか。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 国の基本指針においては、平成32年度末までに、市町村またはおおむね保健所が設置される程度の圏域に、少なくとも1つの拠点などを確保するように規定されてございます。

市におきます計画でございますが、現在策定中の第5期障害福祉計画において、平成32年度末までに1カ所確保することを目標として定める予定でございます。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） 今の圏域の話でございますけれども、愛知県としては、愛知県内全域を見たときに、介護保険もそうなんですが、一定の地域に障害者の施設が偏っていて、一方では不足している地域があるということでは余り好ましい状態ではないものですから、愛知県としては、その圏域ごとに充足率というのを持っておりまして、それがどのぐらいかというのがあります。それが圏域ごとにありますので、例えば充足率を大きく満たしているような地域でありますと、例えばさっき補助金のお話がありましたが、国や県の補助金が出るときに、そういった要望が多く出ていたときには充足されていないところが少し優先的になるとか、そういったような状況が生じるということでございます。

◎委員（宮川 隆君） この問題というのは、今に始まったことじゃない、どちらかという、今まで埋もれていたものに関して表に出てきた。制度上もそうでしょうし、それから権利としてのものも当然出てきたというふうに私は認識しているところなんですけれども、その中で、この陳情そのものが社会の今の課題みたいなものを浮き彫りにしているような気がしてならないんですね。この中で、やっぱり課題としては、一つ一つがすごく納得できるものですし、本来請願で出てきてもおかしくない内容だというふうに私は認識しているんです。

質問なんですけれども、今、こういう状態に陥っている最大の原因は2つあると思うんですね。財政的な問題と、それからもう一つは、つくりたくても人材的にいないというところが大きな課題だと思うんですけれども、ここ数年の流れの中では、陳情は、渡邊さんのほうから出ましたけれども、ここ近年は人材がなかなか足りていないので、制度上あってもそれをなかなかそれを充足することができないということなんですけれども、やはりこれを解決するためには、地方だけではどうにもならないし、今、各委員のほうからも我が市においての状況、それから近隣においての状況というのを聞きましたけれども、やっぱり襟を正す部分では、我々岩倉市の中でも、やっぱりそういう制度というのはちゃんと積み上げていかなければいけないなと思うところですが、やっぱり小さな市ではなかなか網羅することができない。先ほどの圏域の話で、保健所の範囲というのが一つのくくりなのかなというふうに認識したわけなんですけれども、それを、我々ではできないことを上げていくということが我々に求められている。それは老人介護も含めて全体的な底上げというのが必要だというふうに思うんですけれども、その辺の全体網羅の部分で考えたときに、今の計画の中で、岩倉市としてはどのように進めていかれるおつもりなのか。

福祉計画は目標であって、具体的な方策みたいなのはまだ打ち出していませんよね、そうでもない。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 現在策定中の第5期障害者計画において、高齢障害者や親亡き後の地域生活の継続に関する課題の解決など、必要性の高い施策を重点的に実施することを念頭に、施策の再構築を進めております。

障害のある方が、必要な支援を受けながら地域や家庭で生活を続けられるよう、地域生活支援拠点などの整備を初め、障害のある方の意思決定の支援などの権利擁護の推進、あるいは障害の特性に配慮した支援の充実などの施策を総合的に実施してまいりたいと考えております。

◎委員（宮川 隆君） では、先ほど出ました32年までに、それが一定確保

できる見込みがついているというふうな認識でよろしいのでしょうか。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 地域生活支援拠点の目標に向けて、今後も引き続き自立支援協議会及び関係市町村、圏域の市町担当者と課題や情報を共有しまして、連携を強化しながら取り組んでまいりたいと思っております。

29年度中に、市では障害者計画及び障害者福祉計画を見直すこととしております。両計画策定委員会においても、地域生活支援拠点の整備について具体的な方策を十分協議検討したいと考えております。早期に地域生活支援拠点等の整備を行い、障害児者や家族が安心して地域で暮らせるよう地域づくりに取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

◎委員（梅村 均君） もしわかれば、先ほど充足率の話が出たんですけど、この岩倉市が含まれている地域の充足率というのは、どんなものなのでしょうか。

◎福祉課長（富 邦也君） 済みません、細かい部分での充足率は、今現在把握はしておりません、済みません。

◎委員（堀 巖君） いろいろ議論する中で大分見えてきたんですけども、岩倉市とか、この地域の充足率であるとか、障害者の方々の生きるという満足度であるとか、そういった指標というのはかなりたくさんあって、一つの指標だけ捉えてどうのこうのという話じゃないと思うんですね。

今回は、やっぱり国、日本の国全体の話、アンケートをとられた地域とかもありますし、国全体では、やはりこの要求項目にあるように、人材が不足している、国からの財政的支援が少ない、そういったことによって、今、一生懸命計画をどこの自治体でもつくってやっているけれども、なかなか充足できていないという現状があるということを踏まえて全国的な運動に展開していきたいという陳情だと思います。

私は、やはり請願並みに扱って、採択すべきだというふうに思っていますが、議員間討議になっちゃうかもしれませんけれども、そういうことで意見を言わせていただきます。以上です。

◎委員（須藤智子君） 議員間討議をされたらどうですか。皆さん、異論がなければ。

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ議員間討議に入りたいと思います。

御意見のある方。

◎委員（木村冬樹君） 非常に今、議論がよく進められて、問題点が明確になってきたというふうに思っていますし、やっぱり一つの方法として国に意見書を出す。これをやっぱり北海道の自治体だけではなくに、愛知県内から

もたくさん出して、全国から出される。こういった状況をつくることによって、やはり国の政策も一定変更というか、改善が図られるんじゃないかなというふうに思いますので、私も請願と同じように採択をして、意見書を提出するべきだというふうに考えます。

◎委員（須藤智子君） やはり、岩倉市でも障害者というのは年々ふえています。そういう方の入所される施設をつくってあげることが、やはり今、その親御さんの希望だと思いますので、この陳情を請願並みに扱って、どういうふうに採択するのかは皆さんで話し合っていけばいいと思いますので、お願いします。

◎委員（宮川 隆君） 大体皆さん同じ方向を向いているのかなというふうに認識しているんですけども、やはり岩倉市としてもちゃんとした計画を積み上げているというのは確認できたと思っております。

ただ、やはり詰まるどころ、人材と財政だと思うんですね。そういう部分でいえば、やはり一自治体でどうこうできる範囲内の問題ではないので、やっぱりこれは我々としてちゃんと意思を表明して、国においての対応というものを求めていくという動きが我々に求められているんじゃないのかなという意味合いでいいますと、やっぱり請願並みの取り扱いをした上で、やっぱりちゃんとした意見書を提出していくというのが筋ではないのかなというふうに思っております。

◎委員（梅村 均君） 議論を聞いている中で、当局からの答弁やいろいろ渡邊さんからの話を聞いて、出すべきことなのかなということは感じましたが、ちょっと気になるのは、なぜそれなのに進んでいないんだろうかというのがちょっと気になるころはあって、その理由がいま一つわからないので気にはなるんですけど、それを全て明らかにするのを待つてまでとか、そんなこともなかなか言っていられないと思いますので、きょうの議論を聞いた中では出していくべきなのかなと感じました。

◎副委員長（鈴木麻住君） いろいろまだまだ勉強しなきゃいけないことがいっぱいあるのかなと思いました。障害者の方がどういうことに困っていて、どういう施設が要るのかというの、どういう施設に入るべきなのか、地域とのかかわりとか、いろんなそのことも含めて「暮らしの場」ということのお話がありましたけれども、まだまだ本当に我々、行政もそうでしょうけど、我々もまだ勉強不足かなということを踏まえて、どこまで意見書として出していくべきなのかなというのはちょっと迷うところではありますが、皆さんの意見がそういう形なので、私も別にそれに反対するつもりはありません。だから、皆さんと請願並みに意見書を出していくと、採択するという

形でいいと思います。

◎委員長（鬼頭博和君）　ほか、御意見はございませんか。

いいですか、もう言い尽くしましたか。

〔「委員長もありますか」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君）　私は、本当に当事者でありまして、私の息子が今、重度の障害者ということで、いろんな苦勞を知っています。

そういった意味では、やっぱり国のほうにしっかりと政策を展開していただきたいなと思いますし、今、渡邊さんが言われましたように、「暮らしの場」の整備というのが本当に重要だなというふうに日々感じております。

そういった意味では、この陳情を請願並みに扱って、意見書を国のほうに提出していきたいと考えます。

皆さん、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君）　じゃあ、そういった形で請願並みに扱っていくということでしたと思います。

文案に関しては、岩倉市の市議会請願書及び陳情書取扱要綱第9条の規定によって請願並みに取り扱うということで、文案に関しても、渡邊さんから提出していただいた形のもので考えていきたいと思いますので、委員会のほうで考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、議員間討議を閉じまして、採択のほうに入りたいと思います。

陳情第14号を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君）　挙手全員でございます。

採決の結果、陳情第14号は全員賛成により採択することに決しました。

暫時休憩いたします。

（休　　憩）

◎委員長（鬼頭博和君）　それでは続きまして、議案の審議に入りたいと思います。

議案第69号「岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君）　当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（宮川　隆君）　今回の条例改正なんですけれども、所得税法の改正

に伴う用語の変更という意味だというふうに理解しているんですけども、ここで今回改正される控除対象配偶者を同一生計配偶者に変えることによって何がどう変わるわけでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） このたびの改正は、所得税法の実語が改正されるということに伴った改正になるんですけども、受給判定などの要件が特に変わるというようなことはございませんので、受給者にとって不利益になるようなことはない改正になっています。

内容としましては、用語が、もともと使っておりました控除対象配偶者というものが同一生計配偶者に置きかえることになるんですけども、もともと控除対象配偶者というものが示していたものが、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年合計所得金額が38万以下の者ということで規定していたんですけども、それが今回改正になりまして、同じ控除対象配偶者の意味合いが、同一生計配偶者のうち前年合計所得金額が1,000万以下である納税義務者の配偶者ということで、納税義務者の要件が、所得が1,000万以下の納税義務者の配偶者である要件の定めが追加になったことで、済みません、ちょっとわかりづらくて申しわけございません。ちょっと条件が納税義務者の所得要件が加わって意味が変わってくることになりますので、そこが用語が同一生計配偶者ということに置きかえ、もとの意味合いは同一生計配偶者という言葉に変わるという内容になります。

◎委員（宮川 隆君） 済みません、すごいわかりづらいんですけども、単純に考えて、対象が拡充されたという認識でいいんですか。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 対象要件の拡充にはならないので、対象要件としては、今までと何も変わりはありません。

◎委員（木村冬樹君） 大体わかるんですけど、言葉の意味が、やっぱり同一生計配偶者と言われると、いわゆる所得要件が何も関係ないような気がするふうに捉えられちゃうんですよね。例えば配偶者両方が納税している方もいるわけで、その人たちも同一生計なわけだというところで、ちょっとどうなるのかなという思いがありました。法律的にこれを置きかえるだけで対象要件は変わらないということではありますが、どうやって聞いたらいいんだろう。同一生計という言葉について少しわかりにくい部分がありますが、どういうふうに捉えたらいいんでしょうか。

前も同一生計で所得が38万円以内という。それに今回は納税者が所得1,000万円以下という要件が変わったということだけなんですか、ちょっと確認させてください。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 今回の改正については、所得税法のほうの

改正に伴ってということで、もともと所得税法のほうで控除対象配偶者というふうに示されていたものが、同一生計配偶者という用語に変わったということで、単なる、もともと控除対象配偶者というものが同一生計配偶者というふうに用語が改正されたことで、所得税法の言葉が変わったことで、用語が変わったことで、それに合わせて変えるということですので、全く内容は変わっておりません。

生計同一というのは、もともこの控除対象配偶者においても納税義務者と生計を一にする配偶者というところで所得を捉えておりましたので、要件は全く変わっておりません。ですので、対象者の方に対して何か不利益が生じるとか、そういったことも特にございません。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないので、質疑を終結いたします。

次に、議員間討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ議員間討議を終結いたします。

議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないので、直ちに採決に入ります。

議案第69号「岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第69号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、請願第12号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書」を議題といたします。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔「特にありません」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 少しお聞きしたいところがありましたのでお尋ねします。

2の国保の改善について、2枚目になるのでしょうか。

この①の部分で、払える保険料に引き下げてくださいということであり、そのために一般会計から繰入額をふやしてほしいということでもあります。この点は、広域化に向けて一般会計からの繰り入れというのはどんなようになっているのか、ちょっと動向みたいなものがわかれば教えていただけないでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） このたび、国からになります、保険税を引き下げるための一般会計からの繰り入れは、段階的に廃止するように方針が示されているところでございます。

◎委員（木村冬樹君） 今、執行機関側から答弁がありましたが、私が聞くところでは、自治体に対してどういう指導をされているのかよくわかりませんが、国の方針としては赤字を補填するための繰り入れについてはというふうな、その分については減らしていくように、やがてなしにするようにというふうな、そういうことではないかなというふうに思っています。

赤字を補填する形ではない繰り入れもあるものですから、そういった部分は特になくしていく必要はないのではないかなというふうに思うんですけど、その辺については、執行機関はどのように考えていますでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 国においては、赤字補填を行うものなど、今、木村委員がおっしゃったように、それは解消すべきだということで、その中に保険税を引き下げるための繰り入れも含まれているということで、先ほど御説明いたしましたように、保険税を引き下げるための繰り入れは段階的に解消するようにということで示されております。

本市におきましては、保険税を引き下げるための繰り入れは行っておりません。国が今回赤字補填の部分で言っておりますのは、繰入金の中にも法定繰り入れといいまして、繰り入れを一般会計のほうからしていいという範囲と、その他繰り入れということで、市独自で繰り入れる部分とありまして、その他繰り入れの部分について、各市町村において、かなり保険税を引き下げるために繰り入れている市町村もある。そういった中で、被保険者の負担についての公平性の観点から、そういった引き下げるための目的、赤字補填目的のものは段階的に解消しようと、そういう状況になっております。

◎委員（宮川 隆君） 木村委員の発言に基づいて確認をさせていただきたいんですけども、要は、国保自体が保険である以上は、支出がふえれば、それは運営上金額的に保険料を上げざるを得ない部分は、システム上はあると思うんですね。

先ほど木村委員が言われた赤字補填以外の補填というのは、例えば、岩倉

市においては脳ドックであったり、それから政策的に独自の予防接種であったりだとかという、そういう部分に関しての補填という、そういうものまでは禁止されていないという意味合いでよろしいのでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 宮川委員がお話しされたとおり、保健事業については繰り入れを現在もさせていただいております、その分は繰り入れをまた継続的に。あと、保健事業以外には、福祉費の波及分というのがございますが、福祉医療を市単独で拡大していることによって、国庫等の補助が削減されている部分、その影響部分については繰り入れをさせていただいているという状況でございます。

◎委員（木村冬樹君） ちょっとこの点にこだわってしまってはいけませんけど、たくさんありますので。

非常に微妙な判断が必要な部分だと思います。赤字補填ということと、要するに、保険税を上げないための補填というのと保険税を引き下げるための補填というのがあるのかなというふうに思いますけど、そういうところで非常に微妙な判断だというふうに思っています。国のほうは、きちんとこういうものはだめだよということを示してきているというふうに思いますので、この請願項目でいきますと、引き上げは行わずに減免制度を拡充すると。そのために一般会計からの繰り入れをふやしてほしいということですので、今、国が言っている、減免制度ですので、低所得者に対する、そこについては認められるのではないかなというふうに思いますけど、執行機関側の見解はいかがでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 減免制度についてですが、そちらについては、これまでと同様、維持していくという考えでおります。

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はございませんでしょうか。

◎委員（梅村 均君） 5の福祉医療制度の③番で、精神障害者医療費助成の対象を一般の病気にも広げてくださいということで、こちらのほうは取り組みもあるかと思うんですけど、幾らぐらいかかっているものなのか、金額的なことがわかりましたら教えてください。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 精神障害者医療費のうちの一般疾患に係る助成額といたしまして、28年度の実績になります、252万円助成している状況でございます。

◎委員（梅村 均君） あと、済みません、そうしたら、5の②の18歳年度まで医療費制度を無料にした場合の費用というんですかね、そんなのってわかるのであれば教えてもらえないでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 18歳までに拡大した場合というところ

ろで、岩倉市の試算としましては、約3,000万円程度の負担になるかと想定しております。

◎委員（梅村 均君） もう一つ金額のところで聞きたいのが、意見書のほうに入っていたことですが、愛知県への意見書①で、後ろから2つ目ですね。この中の4番目の項目で、後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にすることとあるので、これは無料にしてしまった場合の費用負担ってどのぐらいになるんでしょうか、もしわかりましたらお聞かせください。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 岩倉市の試算になりますけれども、約1億6,000万円程度になります。

◎副委員長（鈴木麻住君） ちょっと8番の予防接種について確認させてください。

②で、高齢者の肺炎球菌ワクチン、定期接種の一部負担を無料にしてください。そして、また2回目の接種を予防接種事業の対象としてくださいということで、この2回目の予防接種というのは、今は任意で受けられない制度になっているんでしょうか。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 2回目は、現在任意でも認められておりません。

◎副委員長（鈴木麻住君） 2回目を打つことが、何か害があるんでしょうか。認められていないというのは打ってはいけないということですか。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 公費で任意としては助成はしていないんですけれども、個人で普通に窓口で払ってというなら受けてもらうのは構わないんですけど、公費としては任意接種というふうで助成をすることはないということです。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） 今の高齢者の肺炎球菌ワクチンですが、法定接種になる部分と、法定接種ではなくて全く任意になる部分があるんですが、もともと高齢者の肺炎球菌ワクチンというのは、日本では高齢者の方は1回だけの接種ということで当初は始まったんですけれども、その後、今、日本では5年の期間をあければ2回目も医師の判断によって接種することも可能というふうになっておりますので、2回目も任意で接種は可能です、医療機関で。

◎委員（須藤智子君） 当局にちょっとお尋ねしますが、4番目の生活保護についてというところで、この1番から4番までありますけれども、このことについて、岩倉市としてはどのように対応しているのか教えてください。

◎福祉課主幹（田島勝己君） 今、須藤委員から御質問いただいた件について

てですが、まず、請願項目の1つ目ということでよろしいでしょうか。

◎委員（須藤智子君） はい、1番は水際作戦を行わないでくださいと言っているけど、それを岩倉市では行っているのかどうか。

◎福祉課主幹（田島勝己君） まず、世間一般に言われている水際作戦ということについてはやっておりません。申請者からの相談については十分聞き取りをして、生活保護を制度に基づいて対応させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、2つ目でよろしいでしょうか。

2つ目のケースワーカーにつきましては、現在、社会福祉グループではケースワーカーは4人配置しておりますが、よく言われておりますが、1人80世帯というところで、枠の中で対応をさせていただいているところでございます。また、担当者の研修につきましては、管内のブロック研究会とか、生活保護の担当者が新任で来た場合ですと、県が主催する研修など、適時研修機会があれば受講するように指導はしておりますし、また、グループ内でもいろいろ意見交換をしながら取り組んでおりますので、よろしくお願いいたします。

それから、3番の資産調査につきましては、制度に基づいて実施はしておりますので、よろしくお願いいたします。

また、4番につきましても、国の基準に従って対応させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 学校給食のこともお聞きしたいと思いますけど、6番の(2)では小・中学校の給食費無償ということになっておりますが、昨年の感じだと、学校給食法があるので、軽減はできるけど、無償まではなかなか難しいのですというようなことをお聞きしていますけど、やはりことしもそんなような状況でしょうか。無償についてのお考えをお聞かせください。

◎学校教育課長（石川文子君） 無償についてですが、これまでも要望等もいただいておりますが、無償にすると1億6,000、7,000といったような財源が必要になるといったようなところから、他の事業とか、優先順位をつけてというようなところで、現在、無償については考えておりません。ただし、要望の中にもありますけれども、岩倉市の場合、第3子以降の給食費の無償化事業のほうを行っておりますので、市としては給食費の補助のほうはしているというふうに思っております。

◎委員（堀 巖君） 今の答弁、もう一回確認ですけれども、学校給食法があるから無償化できないというわけではないということではよろしいでしょ

うか。

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ、再開します。

◎学校教育課長（石川文子君） 法の中では、給食費は保護者が負担をするというふうになっておりますが、無償化している自治体もございますので、無償化できないわけではございません。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） これで質疑を終結いたします。

次に、議員間討議に入ります。

発言する議員は挙手をお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 毎年、自治体キャラバン実行委員会がこういう形で、社会保障の拡充ということで、非常に多項目にわたる請願が寄せられます。

これをトータルで考えるすごい財源が必要だということで、なかなか難しいんですけど、しかし、38年の歴史の中で、到達闘争と言ったらおかしいですけど、ある自治体が行えば、そこについていく自治体があってということで、100%実施するというようなこともこの間では起こっているわけです。ですから、こういう住民の運動というのは非常に重みがあって、大事なことだというふうに思っています。

しかし、そういった中で、先ほど申しましたように、市に対する要望については非常に多項目で、進みそうな部分もありますし、まだまだというところもありますし、また財源が非常にかかるということで、厳しい面もあるというふうに思っています。

それで提案なんですけど、このままこの請願を採択するか不採択にするかということを決める前に、例えば国や県に対する意見書の提出については少し議員の皆さんで合意がつかれないかなというふうに思っているところです。

具体的に言いますと、大きな2番の1. 国に対する意見書・要望書というところの①ですね。国民健康保険の国庫負担の抜本的引き上げを求めたいというふうに思っていて、この項目については、恐らく、正確に把握はしていませんけど、さまざまな形で、議長会だとか、市長会だとか、こういう自治体の団体によって国に提出されている経過があるというふうに思っていますので、また十分な保険者支援ということでもありますので、岩倉市にとっても必要な意見ではないかなというふうに思っているところですので、この①について一部採択ができないのか。

また、2の愛知県に対する意見書・要望書というところでは、福祉医療制度について、これまでも議会で私、何回も聞いてきて、県に対して現状の維持を求めるといようなことで執行機関側も答弁がされてきているところがあります。ですから、新たに子どもの医療費の枠を拡大するだとかいうことはなしにしたとしても、岩倉市でやっている部分については、福祉医療として、改めて県に制度化するように求めるべきではないかなというふうに思っていますので、2の(1)のうちの、例えば②、③の部分だけを一部採択するだとか、こういうような形で、この2点について一部採択ができないかなというふうに思いますけど、皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。

◎委員長（鬼頭博和君） 木村委員から、今、一部採択という提案が出されました。皆さんの御意見をお聞きしたいと思いますが。

◎委員（須藤智子君） そうですね、国に対する意見書の1番だけ。

◎委員（木村冬樹君） それと県に対する意見書の②③。

◎委員（須藤智子君） それを国と県に意見書を出して要望するという形ですよね。これ全部はちょっとあれだけど、一部ということで、それは私も了承しました。

◎委員（梅村 均君） 今の木村委員からの御意見で、1の①の国保の関係は、やはり国保財源、大変なところはありますが、保険者の支援というのは必要であるのかなと思っておりまうので、国庫負担が上がれば、それはありがたいことなのかなと考えます。

あと、2番の②と③のほう、②の一般の病気のほうは、こちらは今、岩倉市でもやられておりますし、3番のほうの対象拡大も岩倉市のほう、ひとり暮らしの関係ですかね、やられている部分もありますので、県のほうに全体的に、やはり県のほうでやるべきではないかということで意見書を出していくことはいいのではないかなと思っています。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に御意見ございませんか。

◎副委員長（鈴木麻住君） 基本的には木村委員の提案でいいと思いますけれども、愛知県に対する意見書の②③はいつごろからやられているんですかね、岩倉市で。

◎委員（木村冬樹君） 僕が知っているというか、正確には当局に教えてもらったほうがいいけど。

◎副委員長（鈴木麻住君） じゃあ当局、ちょっと教えてもらえますか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 子ども医療費につきましては、年齢拡大の部分、精神障害者のほうですね、失礼いたしました。

精神障害者の方の一般疾病を対象にするという改正につきましては、補助

の拡大につきましては、平成24年度から実施をしております。

また、後期高齢者の方の市単独のひとり暮らしの対象については平成20年度から、後期高齢者医療制度ができた当初から実施しているという状況です。

◎委員（堀 巖君） さっき執行機関側の答弁の中で、子どもの医療費無料化をしたことによって国からペナルティー的な減額措置がされているという話がちらっとありましたよね。さっき話であったと思うんです、国保の話で。ということを経みると、私は18歳までの医療費、国としてやるということがなされていないからそういうことが起きるのではないかなというふうに思うわけで、国への意見書④についても大事な点ではないかなというふうに考えるんですが、木村さんとしては、これはまあ置いておいてという感じですか。

◎委員（木村冬樹君） そうですね、子どもの医療費については、それは国がどんどんいろいろ拡大してもらおうということが大事だというふうに思っていますけど、今の時点で莫大な費用が要するという事はなかなか難しいだろう。岩倉市でも、いわゆる中学卒業まで無料にしているわけで、その分をさらに拡大することでいうと3,000万円という大きな財源が必要だということなものですから、合意をとれるところでいうところ、今の議会のところで、皆さんもこの点だったら了承いただけるんじゃないかということで国・県に対してのそれぞれの意見書、この部分だったらということで提案させていただいたんですね。

考え方としては、今のペナルティーについては、就学前までの分については廃止されたものですから、その分はいいんですけど、まだそれ以上の部分についてはペナルティーがかけられているわけで、国は、要するに、子どもの医療費を無料制度にすることによって受診がすごくされるという状況に対してペナルティーをかけているという考え方ですので、そこを今変えていかなきゃいけない段階ですので、国に対してこのことを要望していくところは、ちょっと今の時点では厳しいかなと思って、あえて外させていただいたんですけど。

ですから、意見書のほうを見てもらうと、国に対する意見書の1についてはこのまま出していったらどうかなというふうに思っています、愛知県への意見書の1のほうでは、項目としては2を外すということですね。それから4のうちの前段の部分を外して、「当面は」も外して、ひとり暮らしの非課税高齢者など、後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大することというところを入れて、1・3・4の後段という形で意見書を出していったらどうかなというふうに私は考えています。

◎委員長（鬼頭博和君） どうでしょうか、皆さん。

宮川委員、どうでしょう。今の提案に対して。

◎委員（木村冬樹君） 前段の部分は、1億6,000万円程度必要になるということで、非常に大きな財源ですし。

◎委員長（鬼頭博和君） よかったですかね、いいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、議員間討議を終結いたします。

次に、請願に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、ただいま木村委員から一部採択という提案が……。

〔「ちょっと休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ、再開いたします。

ただいま木村委員より一部採択ということで、請願書の国及び愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してくださいということで、1番の国に対する意見書・要望書の中の①国民健康保険の制度改革に当たり、国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険税にするために十分な保険者支援を行ってください、この項目と、愛知県に対する意見書・要望書1番の福祉医療制度についての項目の2番、障害者医療の精神障害者への補助対象を一般の病気にも広げてください、3番の後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してくださいの項目についての項目についての一部採択という形で提案がありました。

お諮りをいたします。

この請願を一部採択とすることに同意する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

よって、請願第12号は一部採択することに決しました。

続きまして、ほかに陳情文書表のとおり、陳情が3件、本委員会に送付をされております。

それでは、まず初めに陳情第10号「国に対して「待機児童解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書」の提出を求める陳情書」を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので質疑を終結いたします。

次に、議員間討議に入りたいと思います。

◎委員（木村冬樹君） 待機児童解消、それから保育士等の処遇改善というのは、非常に喫緊の課題だなというふうには思っているところであります。国もそういう形での政策を進めつつあるというふうに思いますが、中身はともかく、そういう国のほうも進めているというところでもあります。

そういった中で、今回の議案の中の補正予算の中にも認定こども園の保育士さんの処遇改善についての補正予算も組まれているところで、一定9万円から10万円、他職種と比べると月額賃金が少ないというふうに言われている中での、経験がある方には最高4万円程度の処遇改善があるということが本会議でも答弁されたところだというふうに思います。ですから、そういった点も含めると、少しその対応がどの程度きちんとされて、改善がどのくらい図れるのかというところも見た上でいろいろ議会としては対応すべきかなというふうに思っているところです。

できれば、もちろんのことですから意見書を提出したいなというふうには思うんですけど、そういった情勢もありますので、引き続きこの問題については注視しながら、必要なときに意見を上げていくということで、今回は勉強するという形でどうでしょうか。

◎委員（須藤智子君） 賛成。各自皆さん勉強していただいて。国のほうもやることですからね、ちょっとその動向も見てください。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に御意見。よろしいですかね。

ほかに御意見ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 今、木村委員より提案がありました、皆さんの中でしっかりと、引き続き勉強して、しっかりと研究していきたいと思いますので、そのような扱いとしていただきたいと思います。

続きまして、陳情第11号「福祉保育職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現にむけて国に対して意見書提出を求める陳情」を議題といたします。

質疑はございませんか。

◎委員（須藤智子君） 先ほどと同じような内容ですので、皆さん、各自勉強されればいいんじゃないかなと思いますが。

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君）　じゃあ質疑を終結し、議員間討議に入りたいと思います。

議員間討議はありませんか、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君）　それでは、先ほどと同様の取り扱いということで、引き続き皆さんでしっかりと勉強し、進めていきたいと思います。

◎委員（堀　　巖君）　こちらは、さっきと住所は同じなんですけど、団体は違うんですね。多分同じ会館で、東館308と405ということなんですけれども、できれば、こういった陳情に対して議会としてこういう考えで、今回は勉強するとか、聞きおくという形になったということを返すと思うんですけど、そのときに、やはり状況とかももう少し議会としても勉強したいので、できれば陳情者の方が来ていただいて、若干説明をするというようなことも、助言とかしながら返したほうがいいと思うんですけども、そういったことの確認をここでとれますでしょうか。

◎委員長（鬼頭博和君）　委員の皆さん、いかがでしょうか。そういった形で。

◎委員（木村冬樹君）　閉会中にということですね。

これから出されていくわけで、やっぱり岩倉市議会では意見陳述できますのでということを申し添えて。

◎委員長（鬼頭博和君）　わかりました。そういった形で、回答を返すときに、陳述人の方に来ていただければ、より理解が深まるということでつけさせていただきたいというふうに思います。

最後ですね、陳情第13号「住民税の「給与所得等の特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に個人番号の記載を中止することを求める意見書」を議題といたします。

質疑はございませんでしょうか。

◎委員（木村冬樹君）　ちょっと執行機関側に確認だけさせてください。

全国的に市町村から事業所にさまざまな通知を送る際、いわゆるマイナンバーを記載して送ったところ、誤配送などで情報が漏れたというようなことが報道されていたところであります。

この点については、岩倉市では、そういう実態はない、そういうことは起こっていないという答弁もあったところではありますが、この資料を見ますと、愛知県内でもほとんどが様式どおり記載をして普通郵便で送られているというのが実態ではありますが、そうでない自治体も少しあるというところで、簡易書留にすれば、また費用もかかるだろうし、いろいろあるというふうに思

いますけど、岩倉市としては、現在の取り組みについて何か検討する余地はないのか、この点についていかがでしょうか。

◎税務課統括主査（小野 誠君） 特別徴収に係るマイナンバーの記載に関しては、近隣自治体でも協議会等で議論がなされておりまして、普通郵便から簡易書留に変えられる自治体等もあるというふうに聞いておりますが、岩倉市は、現状どおり普通郵便で記載するというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（堀 巖君） ちょっと引き続き教えてください。

これを読むと、全国的な状況では不記載としている市町村も少なからずあるというふうに書いてあります。このことで不効率になるとか、こういった問題が想定されて、今、こういった現状になっているのでしょうか。基本的には記載したほうが、事業所としては、市町村と事業所との関係は、情報の伝達がスムーズに行くということになるのでしょうか。

◎税務課統括主査（小野 誠君） 本来、事業所と市町村がマイナンバーを正しく理解、正確な番号を共有するというのがそもそも目的ですので、その趣旨に沿って記載するということになっております。

◎委員（堀 巖君） それで、記載されていないところがあるということは、この自治体ではこういった形で不都合があるのか、不効率な事務を強いられているのかというところは、どういうふうにお考えでしょうか。

◎税務課統括主査（小野 誠君） 記載しない自治体に関しては、受けられた事業所さんが記載がないということで、本来、個人の方が会社に報告するときにマイナンバーを事業所に提出するんですけど、その市町村からの通知がないので、それが正確かどうか確認できないということになります。

マイナンバーの提出、本人が事業所に提出する際に、マイナンバーのカードをきちんと見せて提出すればいいんですけども、ただ記載しただけの状態だと、事業主はそれが正確なものかどうか確認できないということになります。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。
陳情の取り扱いはどうのようにさせていただきますでしょうか。

◎委員（梅村 均君） また少し、マイナンバーも始まったところでありますので、いろいろ様子を見ながら、また研究課題としておいたほうがいいのかなど。簡易書留も費用がやっぱりかかってくるものでもありますし、ちょっと今のところ何か採決をするのではなくて、少し様子を見たいなと思いま

す。

◎委員長（鬼頭博和君）　という意見がございましたが、皆さんよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君）　じゃあ、そういった形で引き続き、いろいろな問題も出ているかとは思いますが、難しい問題でもありますので、引き続き委員の皆様、勉強していただいて、受けとめさせていただきたいと思います。

◎市民窓口課長（近藤玲子君）　先ほど、請願の中で少し精神障害者の一般疾病の制度の開始の時期について御質問がありましたが、その点において少し御説明をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

◎委員長（鬼頭博和君）　どうぞ。

◎市民窓口課長（近藤玲子君）　先ほど制度の開始の年度について説明を求められまして、平成24年度からというふうに御説明をいたしました。24年度からというのは全額助成をし始めた、精神障害者の方の一般疾病の、精神障害者の、詳しくは1・2級の方の一般疾病の全額助成をし始めたのが24年度からということでございます。

それまでは2分の1補助という状況でございまして、入院については平成19年から2分の1補助をさせていただいております。また、通院については平成22年度からということで助成をさせていただいておりますので、御報告をいたします。

◎委員長（鬼頭博和君）　以上で当委員会に付託されました案件は全て議いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君）　異議なしと認め、そのように決しました。

暫時休憩ということで休憩いたします。

（休　　憩）

◎委員長（鬼頭博和君）　休憩を閉じ、再開いたします。

以上で厚生・文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

※5頁の福祉課長の発言について、厚生・文教常任委員会委員長報告に基づき次のように訂正します。「国のほうが3分の1」という発言は誤りで、正

しくは「国のほうが3分の2」です。また「国・県、合わせて3分の2」という発言は誤りで、正しくは「国・県、合わせて3分の3」です。